

- 求人職種
 - ①看護師（5人以上） ②助産師（1人） ③薬剤師（2人）
 - ④事務職（経験者、1人）
- 応募資格 ※職種によって年齢制限、職務経歴などがあります。
 - ①② 40歳未満（平成24年度国家試験で資格取得見込みの人を含む）
 - ③ 35歳未満（平成24年度国家試験で資格取得見込みの人を含む）
 - ④ 次の2つの条件を満たす人
 - ・一般企業または病院などで総務や財務、医事業務などの経験が15年以上あり、監督・指導ができる程度の経験・知識を持っている人
 - ・昭和38年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた人
- 試験日 5月18日（金）午後1時～

詳しくは荒尾市民病院ホームページをご覧ください

市民病院 ☎ 63-1115

荒尾市民病院は、「市民を愛する市民に愛される病院へ」をスローガンに、地域医療の充実を通して、すみよいまちづくりに努めています。

平成24年度 職員採用試験を実施します

条例制定の背景

現在、本市を取り巻く地域づくりの現状は、少子高齢化による人口の減少が進み、人と「ひと」のつながりや地域相互の意識が薄れつつあります。

このような中、行政が主体となるまちづくりでは、地域が抱える新たな公共的課題に柔軟に

の共通の目標を定めるルールが必要であると考えました。

そこで、そのルールを作るにあたり、市職員と市民、地域の代表者が同じテーブルについてそれぞれの立場で意見を出し合い、意見を反映させた条例づくりを行いました。作成した条例素案はさらに専門的に検討するため、学識経験者や地域で活躍

地域課題解決に向けた活動を行っていきます。また、条例に地域づくりを定めることで、今後の活動が安定し、継続したものになり、皆さんが行う活動をさらに深めて行くことができるようになります。

必要な財源についても、事業ごとに助成していた補助金を一本化し、地域の話し合いの中で必要とされる事業に使用すること

「荒尾市 協働の地域づくり推進条例」を 制定しました

迅速に対応することが難しくなっています。

そこで、地域が中心となり、行政と協力して地域課題を解決していく仕組みづくりが必要となつていきます。

協働で策定した条例

本市の状況を踏まえ、地域づくりを行う市民、地域、市が互いに協力し、連携を深めるため

「荒尾市協働の地域づくり推進条例」をこのたび制定し、4月から施行しました。 私たちの思いや経験がより生かされ、私たちの手でより住みよい地域を作るためのこの新しいルールは、地域活動をどのように変えていくのでしょうか。

条例によって変わること

この条例では、市民・地域・行政に共通した地域づくりの目標を達成するため、それぞれに役割を定めました。その役割のもと、自助・共助・公助を基本に、

ができるようになります。

このように、これまで皆さんが行ってきた地域づくりは、これからは条例に基づいたものとなり、市民や地域の皆さんの意見を最大限に尊重した取り組みを行うことができます。行政も最大限に協力し、共に汗を流しながら、協働によるまちづくりを行っていきます。

救急外来での診療順は 緊急性の高い人を優先して 変更することがあります

ご理解とご協力をお願いします

救急外来は、24時間体制で医師が常駐し、主に中等症から重症救急の患者さんの診療を行っています。 救急診療が対象ですので、緊急性の高い人を優先しています。 初めに医師や看護師が優先順位を判断した後、場合によっては後から受付した人を先に診察することがあります。 救急車で来院された場合でも、緊急性の違いによって、待合室でお待ちいただくことがあります。 ご理解とご協力をお願いします。

荒尾市民病院事業管理者 大嶋壽海

医師・看護師 奨学生を募集しています

将来、荒尾市民病院の医師や看護師として就職を予定している学生の皆さんへ、奨学金の貸付を行っています。 国家資格を取得後に荒尾市民病院に勤務すれば、その期間によって、返済を免除する制度です。 経済的な面で安心して学業に専念できます。奨学金制度を活用して、医療の道で働く夢をかなえませんか。

詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



市民病院総務課 ☎ 63・1115

看護師・看護補助者 随時募集中

詳しくは荒尾市民病院ホームページをご覧ください

市民病院外来担当医表 訂正分（平成24年4月～）

診療科	月	火	水	木	金
放射線科	初診	仙波明子／東家亮(非)		仙波明子／東家亮(非)	
	再来	仙波明子	仙波明子	仙波明子	仙波明子
小児科	水流添泉(非)	熊本大学(非)	午後は専門外来 水流添泉(非)	専門外来	
				第2・4週：神経・遺伝・代謝 熊大病院(非)	
消化器病センター	中村綾子	塚本千佳(新患)	山本真一(新患)	塚本千佳	濱口裕光

地域づくり推進委員会委員になりませんか

時代の変化に合わせた地域づくりのために、必要に応じて本条例の見直しなどを行う「地域づくり推進委員会」委員を募集します。本委員会は学識経験者や各種団体の代表者、市民で構成します。

●役割

平成24年度：地区協議会の認定と予算の審査
平成25年度以降：地区協議会決算と予算の審査
条例の見直しなどの審査

●委員数 若干名

●応募資格

- ①荒尾市内に在住、在勤する20歳以上の人
- ②地域づくりの活動などに関心がある人

※地域づくり活動とは…自治会町内会活動、元気づくり活動などボランティア活動のことです

③平日の会議に出席できる人

●募集期間 5月1日（火）～15日（火）

●応募方法

- ①履歴書（形式自由）。地域活動歴を記載
- ②「これまでの経験から見る地域づくりの課題と解決」について800字程度にまとめたもの

2点を問い合わせ先へ持参するか郵送でご提出ください

●会議の開催

通常年1回開催する推進会議に出席すること、必要に応じ会議を臨時開催します。

●委員の任期 委嘱の日から2年間

●委員報酬 市で定めた報酬を支払います

〒864・8686（住所不要）
☎ 63・1395